

3-⑥ 自他を大切にできる心や自己肯定感を育み、規範意識を高める

取組 1 4	「向上する心」「やりぬく心」「大切にできる心」を育む道徳教育の充実
--------	-----------------------------------

【担当所属：義務教育課 高校教育課 保健予防課】

1 現状

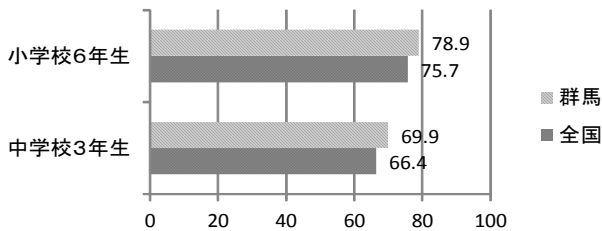
道徳教育は基本的な生活習慣や社会生活を送る上で、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、規範意識、家族愛等、児童生徒がよりよく生きていくための基盤である道徳性を育成する教育活動です。道徳性とは、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等であり、学校の教育活動全体を通じて指導するものです。従って、道徳の時間だけでなく、各教科等においても、道徳教育を進める必要があります。学校では、『3つの心』を育成するために、道徳の時間を要として、教育活動全体で道徳教育を推進しています。

県教育委員会では『3つの心』を「はばたく群馬の指導プラン」において、次のとおり示しています。

- ・「向上する心」 → 自分のよさに気付き、夢や希望をもつことができる
- ・「やりぬく心」 → 最後まであきらめずに取り組むことができる
- ・「大切にできる心」 → 友達、学級、学校、地域等を大切にすることができる

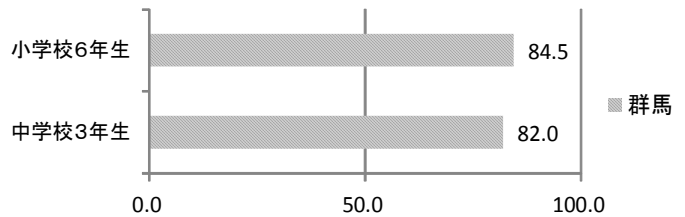
(1) 小・中学校

自分には、よいところがあると思いますか
(当てはまる+どちらかといえば当てはまる)



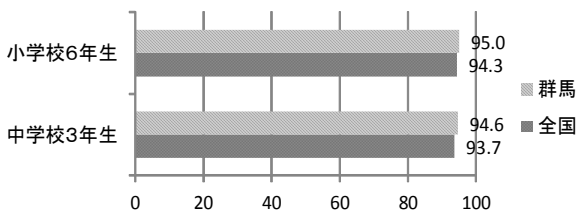
平成25年度全国学力学習状況調査児童生徒質問紙調査結果（文部科学省）

困っている人を見かけたら進んで助けている
(当てはまる+どちらかといえばあてはまる)



平成25年7月「はばたく群馬の指導プランに係る学習・生活実態調査」

ものごとを最後までやり遂げて、
うれしかったことがありますか。
(当てはまる+どちらかといえば当てはまる)



平成25年度全国学力学習状況調査児童生徒質問紙調査結果（文部科学省）

(2) 高等学校

高校における道徳教育は、学習指導要領での位置付けに基づき、学校の教育活動全体を通じて行っています。各校では、道徳教育の全体計画を作成するとともに、公民科や特別活動を中心として、自他の生命を尊重する精神、自立の精神及び社会連帯の精神や態度を身に付け、差別のない、よりよい社会を実現しようとする態度を養う学習の充実を図っています。

県では道徳教育実践推進校を指定し、道徳教育の組織的な実践方法とともに、生徒の道徳的実践力の育成について研究を行い、他の高校にもその成果を周知し、各校での道徳教育の充実に役立てています。

- ・道徳教育実践推進校：富岡東高校(H21～22)、館林女子高校(H23～24)、伊勢崎清明高校(H25～26)

2 課題

- (1) 他教科との関連を図りながら、「向上する心」「やりぬく心」「大切に作る心」の3つの心を育成するための指導内容を一層重点化すること
- (2) 自他の生命を尊重する心の育成に向けた道徳の時間を推進すること
- (3) ライフステージにおける、家族をもつことや親になること、男女が協力して育児をすることの大切さを理解させる教育を推進すること

3 取組の方向

- (1) 学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育の全体計画を作成し活用することを通し、充実した道徳教育の実践となるよう、指導の工夫を図ります。
- (2) 学校における各教育活動について、学年段階ごとに示されている道徳教育の内容項目を踏まえた内容や方法で進めていきます。
- (3) 魅力ある資料の開発・活用等、道徳の時間の指導の充実を図ります。
- (4) 公民科や特別活動において、人間としての在り方や生き方に関する学習の充実を図ります。
- (5) 児童生徒の道徳性を高めるために、家庭や地域社会と連携した道徳教育の推進を図ります。
- (6) 教育活動全体を通じて、規範意識の醸成を図ります。

4 主な取組内容

- (1) 「はばたく群馬の指導プラン」や実践事例集、道徳教育実践事例集等を基に、「向上する心」「やりぬく心」「大切に作る心」の3つの心を育成するための指導方法の工夫・改善を図ります。また、自他の生命の尊重や家族愛、男女の協力についての指導の充実を図ります。
- (2) 郷土の偉人や自然、伝統文化を題材とした読み物資料及び指導資料を作成し、道徳の時間等における積極的な活用を促します。
- (3) 家庭や地域社会と連携し、積極的に道徳の時間の授業公開をするとともに、各種通信等を通じて情報提供を行い、保護者等の道徳教育への理解を促進します。
- (4) 小・中学校において、学校全体で道徳教育を推進するため、道徳教育推進教師を中心とした推進体制を整えます。
- (5) 高校において、道徳教育実践推進校を指定して、道徳教育の組織的な実践方法とともに、生徒の道徳的実践力の育成についての研究を行います。また、その成果を全校に周知し、よりよい実践を推進していきます。
- (6) 道徳の教科化への適切な対応を図ります。
- (7) 挨拶の励行、交通マナー、服装マナー等について、「マナーアップ運動」や授業中の生徒指導等において全職員が一致した指導を引き続き行うことにより、児童生徒の規範意識の醸成を図ります。【取組9再掲】
- (8) 県内の小・中・高・特別支援学校を対象に、県助産師会が開発した教材とビデオ、出産模擬体験教材等を用いて生命の成り立ちや出産に関わる体験学習を行います。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 「自分にはよいところがある」と回答した小・中学生の割合	小6 78.9% 中3 69.9%	小6 100% 中3 100%
(2) 「困っている人を見かけたら進んで助けている」と回答した小・中学生の割合	小6 84.5% 中3 82.0%	小6 100% 中3 100%
(3) 県立高校で道徳の目標と各教科の学習内容との関連表(※1)を作成している学校の割合	4.7%	100%
※1：各教科等の学習内容と道徳教育の目標を結び付けたもの	道徳教育全体計画についてはすべての県立高校で作成済み	

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 子どもたちが動物とのふれあいを通じて動物の生態や正しい飼い方等を体験し、動物愛護の精神の普及を図るとともに、動物由来感染症防止対策を講じ、子どもたちが安全で快適に学べる保育、教育の場を提供しています。【取組13再掲】
(衛生食品課)